

## 議 事 要 旨

【日 時】平成30年3月28日（水）19:00～19:50

【場 所】佐世保市中央保健福祉センター6階研修室1

【出席者】委員4名（※安部委員、前村委員、武部委員は欠席）  
（事務局等）塚元保健福祉部長、吉崎医療政策課長、井原医療政策課主幹、  
田中主査、石岡主査  
（佐世保市総合医療センター）小村事務部次長、総務課担当豊田主事

### ■議題1 佐世保市総合医療センター役員報酬等の一部改正に係る意見

（「資料1～資料4、及び当日配布資料」に基づき事務局から説明）

※ 副理事長及び理事（いずれも常勤）の給料について、市の退職者を基準とした報酬額に減額改正する旨の届け出が行われたもの。（副理事長 649 千円→419 千円、理事 510 千円→330 千円）また、国家公務員の給与等に対する平成29年度人事院勧告に基づき、佐世保市において一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給月数の改定が行われたことを受け、総合医療センターにおいても、市の改定に準拠し、法人の職員給与と合わせて役員報酬の規程を改正したもの。（給与を現行より、0.05 月引き上げるもの。）

### ◆評価委員会各委員のおもな質疑・意見

○副理事長、理事の給料が大きな減額となっている。「当面は」市職員の退職者でまかなうためということであるが、将来的には民間人を起用することもあるのか。頻繁に改定ばかりするわけにはいかないのではないか。

《佐世保市総合医療センター》 将来的に民間人起用の可能性はあるが、当面は、政策医療を引き続き担っていかなければならず、これが大きく変わることはないと思われる。よって、「当面」とは言いつつも、半ば固定された報酬である。

○市の退職職員を常勤の副理事長にする必要性は何か。

《佐世保市総合医療センター》 離島医療や救急医療といった政策医療を行う上では、市と病院側とでいろいろな調整などが必要であり、そうした事業をスムーズに行う上でもこうした人事となっている。

○地方独立行政法人の役員報酬は柔軟に改定ができると考えてよいのか。

《佐世保市総合医療センター》 理事会で承認をいただき、市に届け出て評価委員の皆様にご意見をいただくことになっている。

○評価委員会としては、報酬額そのものについては原案通りでよいと思うが、こういう改正をしなくてもすむように、当初の設定時にもう少し慎重にやっていたら良かった。よって、こうした趣旨での意見をまとめる。

■議題2 その他

- ① 地方独立行政法人法の一部改正に伴う評価委員会の今後の関与について説明
  - ・ 法人に対する評価は、設立団体の長が行うこととされた。
  - ・ 佐世保市では、市の評価に対して、評価委員から意見をいただくよう条例化を行った。
- ② 評価委員会の任期に関する説明とこれまでのお礼
  - ・ 現評価委員の任期は、本年(平成30年)6月末日までとなっている。

《以 上》